

令和 2 年度

国政に関する要望書

令元年 7 月

神奈川県町村会

目 次

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進・・・ 1
- (2) 自主財源による行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 地方交付税改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 地方公務員の給与制度における地域手当について・・・ 3
- (5) まち・ひと・しごと創生の推進・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 空き家対策に対する財政措置・・・・・・・・・・・・ 3
- (7) マイナンバーカード利活用推進における財政措置・・・ 4
- (8) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置・・・ 4
- (9) 税収の落ち込みに際し発行できる新たな起債の創設・・・ 4
- (10) 国庫補助金等の予算措置・・・・・・・・・・・・ 4

2 防災・防犯対策の充実強化

- (1) 地震等防災対策の充実強化・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 原子力災害対策の強化・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進・・・・・・・・ 8
- (4) 警察官の増員と交番の増設・・・・・・・・・・・・ 8

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

- (1) 森林等自然環境の保全・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 循環型社会形成の一層の推進・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進・・・・・・・・ 10
- (4) 航空機による騒音対応の強化・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 新たな外国人材受入れ環境の整備・・・・・・・・・・・・ 10

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実	11
(2) 国民健康保険制度等の改革	12
(3) 介護保険制度の充実	12
(4) 少子化対策の充実	13
(5) 障害者福祉施策の充実	14
(6) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し	14

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し	15
(2) 地域産業振興対策等の推進	15
(3) 観光施策の推進	16

6 都市基盤等の整備促進

(1) 道路整備の財源確保	17
(2) 河川海岸の整備促進	17
(3) 上下水道の整備促進	18
(4) 社会資本整備総合交付金の充実	18
(5) 地域公共交通の充実	18
(6) 行政実務における所有者不明土地の対応	18

7 教育の振興

(1) 就学前児童の教育充実	19
(2) 学校教育の振興	19

8 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う施策推進

(1) 社会基盤整備への支援	21
(2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化	21
(3) テロ・感染症対策の強化	21

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

提出先 内閣府・総務省

【要望項目】

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進
- (2) 自主財源による行財政運営
- (3) 地方交付税改革の推進
- (4) 地方公務員の給与制度における地域手当について
- (5) まち・ひと・しごと創生の推進
- (6) 空き家対策に対する財政措置
- (7) マイナンバーカード利活用推進における財政措置
- (8) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (9) 税収の落込みに際し発行できる新たな起債の創設
- (10) 国庫補助金等の予算措置

【要望内容】

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

地方からの提案意欲を加速させるとともに、地方からの発意に根ざした提案に対しては積極的に採用し、財源を伴った事務・権限の移譲を一層推進すること。

(2) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自律性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

なお、仮に現行制度を廃止しなければならなくなった際は、普通交付税を代替えとしないこと。

ウ 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、納税者が理解しやすく、かつ安定した税収が確保できるようにすること。

また、国の中小企業の設備投資を後押しする経済対策等の手段として、平成30年度から軽減措置がとられているが、安定的な地方税の確保の観点からも、減税という税制による支援策は改めるとともに定めた特例期間は延長しないこと。

エ 基金の増加をもって、地方への歳出を削減するという議論があるが、町村は、徹底した行財政改革等を行い、支出の削減に努め、災害や税収の変動など将来への備えとして、基金の積立を行っており、単に基金の増加をもって交付税を削減するようなことはしないこと。

オ 地方消費税の精算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築すること。

(3) 地方交付税改革の推進

ア 地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保するとともに、臨時財政対策債制度を速やかに廃止すること。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害するものであることから廃止すること。

イ 平成19年に観光立国推進基本法を制定し、国策として観光を推進させているが、

観光者の受入れは一定の財政需要が見込まれるものの、現在の地方交付税は、観光地の財政需要を考慮した算定方法になっていないため、増大する観光需要への対応として、宿泊税等、独自の財源確保策を検討している現状から、国として必要な財政措置を講ずること。

ウ 地方交付税の算定にあたっては、財政需要を的確に反映させ、町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

(4) 地方公務員の給与制度における地域手当について

地域手当の支給割合は、行政区分ごとに設定されていることから、生活実態に差のない近隣自治体において大きな格差が生じており、地域の実情とはかけ離れた状況であるため、人材確保の面からも支給割合の見直しを行うこと。

また、現在は、これを補正するため、中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上市）への通勤者率が高い地域については、6級地または7級地とするとされているが、中核市の指定要件は人口20万人以上であることから、中核的な市の要件を、都道府県庁所在地又は人口20万人以上市とすること。

(5) まち・ひと・しごと創生の推進

人口減少が加速するなかで、国の長期ビジョンに掲げる将来人口の確保を図るため、現在の総合戦略に続き、地方が第2期総合戦略を推進する際の財政措置を確実に講ずること。

また、急速な少子高齢化の進展、人口減少などの社会的課題に対し、地方創生推進のための有用なツールである地域再生計画に基づく計画事業に対しては、今後とも交付金の必要額の確保とともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすること。

(6) 空き家対策に対する財政措置

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、自治体が更に空き家対策を適切か

つ円滑に実施できるよう、町村の空き家を予防するための周知や空き家の継続的な調査に要する費用をはじめとする、空き家対策に要する費用等に対し、必要な財政上の措置を講ずること。

(7) マイナンバーカード利活用推進における財政措置

戸籍とマイナンバーを連携させ、様々な行政の効率化を図り、手続き等で利便性が向上することが想定されているが、戸籍には様々な個人情報が含まれているため、閲覧の際には必要最低限の閲覧とするとともに、システム改良及び継続的に発生する過大なランニングコスト等の経費は、自治体の負担が生じないよう、全額、国の財政措置を講ずること。

また、マイナンバーカードの積極的な利活用にあたっては、財政負担に対する効果と行政の効率化、スピード化につながるよう、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、国と地方自治体が一体となった取組を推進すること。

(8) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置

各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

(9) 税収の落込みに際し発行できる新たな起債の創設

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、本起債の償還分を交付税算入することは求めない。

(10) 国庫補助金等の予算措置

法律の改正等により国が推進する事業については、補助金等により市町村の負担軽減

と事業の推進が図られているところであるが、厳しい財政状況にある国においては、市町村の要望どおりに予算が確保されない現状が見受けられる。

このことは、町村の財政負担が増すとともに、安定した事業執行に支障をきたすおそれがあることから、適正な予算確保を図ること。

2 防災・防犯対策の充実強化

提出先 内閣府・総務省・警察庁

【要望項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地震等防災対策の充実強化(2) 原子力災害対策の強化(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進(4) 警察官の増員と交番の増設 |
|---|

【要望内容】

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、平成31年4月実用化の「総合防災情報システム」の効率的な運用によって、住民の生命・身体・財産を守るために、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。

イ 防災基本計画に定められた「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」は、令和2年度まで実施設計に着手した事業も対象とされることになったが、公共施設等総合管理計画に基づき、町民合意を得ながら実施するには、十分な期間とは言えないため、更に期間を延長すること。

ウ 地域防災力の強化の必要性から、消防団員確保のための施策を実施するにあたり、適切な支援措置を講ずること。

- エ 消防広域化の支援にあつては、広域化が進展しない要因の把握とともに、必要な措置を講じ、広域化に伴う運用経費についても財政支援制度の拡充を図ること。
- オ 防災・減災事業が確実に実施できるよう、また、令和4年の防災行政無線アナログ方式の使用期限終了に伴うデジタル方式整備が着実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・対象拡充など十分な財源措置を講ずること。
- カ 住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織が設置する防災倉庫については、地域の防災力の向上に資する規模で、その設置が容易に可能となるよう、国が示す技術的助言（国住指第4544号平成27年2月27日付け国土交通省住宅局建築課長）における「人が立ち入らないもの」という前提条件を早急に見直すこと。
- キ 大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策強化地域に指定された町村の地震防災対策推進を図る際に、町村が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合など、国の財政上の特別措置を定めた、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、昭和55年に制定され、7回の延長をし、令和元年度をもって期限切れを迎えるが、住民の生命と財産の安全を確保するためにも、さらに期間の延長を図ること。

(2) 原子力災害対策の強化

- ア 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。
- 特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において着実に実施すること。
- イ 原子力災害が発生した場合に、国が、関係自治体、周辺自治体及び関係機関へ迅速かつ的確に必要な情報を提供する連絡体制を整備すること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進

子供の安全確保の観点からまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、町村が進める道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムなどの整備に対しては、社会資本整備総合交付金による支援ではなく、単独の財政的支援措置を講ずること。

(4) 警察官の増員と交番の増設

虐待や特殊詐欺被害などが後を絶たないなかで、住民の生命の安全と財産を保護し、体感治安向上を図るため、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設、並びに関連する予算について措置を講ずること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

提出先 総務省・法務省・農林水産省・経済産業省・環境省・防衛省

【要望項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 森林等自然環境の保全(2) 循環型社会形成の一層の推進(3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進(4) 航空機による騒音対応の強化(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備 |
|---|

【要望内容】

(1) 森林等自然環境の保全

ア 令和6年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

イ 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を講ずること。

(2) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

また、市町村が整備を進めている廃棄物処理施設は、循環型社会の形成のために欠くことができない施設であるのみならず、災害時には、一時的に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、国の循環型

社会形成推進交付金については、市町村の要望額に応じ必要な予算額を確保するとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講ずること。

(3) 地球温暖化防止に向けた設備導入の促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図るとともに、初期投資への助成等の支援を行うこと。

また、再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）のさらなる普及拡大を図るには、現在、町村等が実施している家庭用再生可能エネルギー機器及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進補助事業が有効であることから、当該補助事業に対する財政支援の拡充及び強化を図ること。

(4) 航空機による騒音対応の強化

自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音により、住民の快適な生活環境が損なわれている。

国は、激しい騒音の発生が予想される飛行については、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

また、現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備

新たな在留資格の創設に伴い、外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害などの外国人受入れ環境の整備にあたって、国は、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずること。

特に、外国人受入れ環境整備交付金について、現行の交付要件では、該当する自治体が限られてしまうことから、交付要件を緩和すること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

提出先 内閣府・厚生労働省・文部科学省

【要望項目】

- (1) 地域保健医療対策の充実
- (2) 国民健康保険制度等の改革
- (3) 介護保険制度の充実
- (4) 少子化対策の充実
- (5) 障害者福祉施策の充実
- (6) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し

【要望内容】

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種の健康被害等の救済制度においては、申請にかかる労力、時間、経費が多大で困難を極めており、健康被害の救済手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 町村が実施する各種がん検診が継続的に実施できるよう十分な財政措置を講ずるとともに、おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置すること。

エ 学童期以降の百日咳とポリオに対する免疫を維持するため、実情に合った接種ができるよう、現行制度の見直しを行うこと。

(2) 国民健康保険制度等の改革

新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。

激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証するとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、必要な追加支援策の一層の強化を図ること。

さらに、国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

(3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、財政調整交付金を別枠として措置するなど、財政的支援を強化すること。

また、改正介護保険法に盛り込まれた、「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」について、骨太の方針2017において、今後財政調整交付金の活用についても検討するとされているが、現行の国庫負担の枠組みではなく、新たな財源を確保して実施すること。

イ 介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮すること。

ウ 地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適

切な報酬額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うこと。

また、地域包括支援センターの職員配置については、平成31年度から「準ずる者」の規定が強化されている。しかしながら、小規模な町村では、特に医療系人材の確保や定着が極めて困難であることから柔軟な対応を行うこと。

エ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等にあたっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、必要な条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、実際に支出する事業費の2分の1の補助とすること。

カ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とすること。

(4) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など安心して出産、子育てができるようにするための、子育て支援策の充実・強化を図ること。

特に、待機児童解消に向けた保育所等の整備促進や保育士の確保に向けた人材育成の支援については、私立・公立保育所を問わず人件費等に対する補助を充実すること。

イ 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっての財源は、地方の財政状況に関わらず、国において交付金等の必要な措置を講じ、地方の財政負担割合が、制度開始前と同程度となるよう措置をすること。

また、人づくり革命基本構想にあるとおり、引き続き、待機児童問題の解消にも取り組むとともに、教育や保育の内容及び質を高めること。

ウ 小児・ひとり親家庭等医療費については、国の統一的な制度として新たな助成制度を創設するとともに、子ども・子育て支援交付金に位置づけられている病児保育事業等の各種事業について、保護者のニーズに対応できるよう補助基準額の見直し（積み増し）を行うこと。

(5) 障害者福祉施策の充実

障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業については、国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国の統一的な制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

(6) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し

高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて、「受益」と「負担」の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立に向けた取組が進められているが、社会保障制度改革を進めるにあたっては、国・県・町村のそれぞれの事務が可能な限り簡素化できるよう、制度の抜本的な見直しを行うこと。

5 産業の振興及び観光施策の推進

提出先 経済産業省・中小企業庁

【要望項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し(2) 地域産業振興対策等の推進(3) 観光施策の推進 |
|--|

【要望内容】

(1) **ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し**

ジビエ活用に関しては、地域活性化等の有効な施策と捉え、積極的な検討を行う地域もあると考えるが、ジビエ活用を推進するためには、施設や事業者等の安定運営が必要であることから、個体が地域に安定的に存在しなければならないことにつながりかねない。また、本来、有害鳥獣対策は、地域における個体の減少、または撲滅が大きな目的であり、ジビエ活用自体が目的となってはならないと考える。

このような状況の中、国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示しているが、ジビエ活用の有無に係わらず捕獲従事者の負担に差異はなく、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化するよう制度の見直しを行うこと。

(2) **地域産業振興対策等の推進**

地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など、適切な措置を講ずること。

また、地域中小小売店の振興や地域コミュニティーを担う商店街の活性化を図るため、農商工連携の推進や商業基盤整備、空き店舗対策、イベントの開催など、商店街

や小規模企業に対する支援の拡充を図ること。

特に、地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興を図るとともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。

(3) 観光施策の推進

ア 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されたが、訪日観光客の誘客を図るため、海外での先導的なプロモーションに取り組むとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備やサイン表示、Wi-Fi 環境等の情報インフラ整備、キャッシュレス化に向けた環境整備等、具体的整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保を図り、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

イ 国内観光の活性化を図るため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開するとともに、地域の雇用維持・確保につながる産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど、地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。

ウ 昨今、シカやイノシシが媒介して運んできたヤマビルが、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に対して被害を及ぼす事例が増加している。このヤマビルの被害は、国内外の誘客において障害となり、観光事業への打撃も深刻な状況である。

については、国内観光の活性化及び安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に資する、環境整備等に係る財源の確保を図ること。また、環境整備等にとどまらず駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

6 都市基盤等の整備促進

提出先 国土交通省

【要望項目】

- (1) 道路整備の財源確保
- (2) 河川海岸の整備促進
- (3) 上下水道の整備促進
- (4) 社会資本整備総合交付金の充実
- (5) 地域公共交通の充実
- (6) 行政実務における所有者不明土地の対応

【要望内容】

(1) 道路整備の財源確保

道路は日常生活はもちろん、災害発生時の緊急交通網として重要なインフラであることから、地域の安全・安心の観点及び、老朽化対策の推進など町村の要望に十分応えられるよう、道路事業補助対象事業費についての所要額の確保とともに、各自治体の自由度を高め、実情に即した対応が可能となるようにすること。

(2) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の築堤整備においては、未だ整備されていない区域があり、大雨の際など大規模な水害に発展する懸念がある。災害に対応するためにも、全域の整備を早期に完了させること。

イ 相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設（仮称）という新たな技術を導入した保全対策を進めているが、計画は18年と長期に渡ることから、より具体的な施工方法を早期に決定し、計画期間の延伸がないよう、早期完了

をめざし、安定的かつ持続的に海岸保全を図ること。

(3) 上下水道の整備促進

ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、鉛管等の取替えに係る補助制度を創設すること。

イ 下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に答えられるよう、引き続き所要額を確保すること。

(4) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を活かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況となっていることや、対象となる事業が縮小されていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するとともに、地方公共団体への配分額を確保し、用途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度として継続して実施すること。

(5) 地域公共交通の充実

国の地域公共交通確保維持改善事業について、路線追加に対する支援制度をより充実させるとともに、地域の実情を踏まえ、補助対象基準に柔軟性を持たせ、さらに財政面の補助について、町村の要望に十分に答えられるよう、所要額を確保すること。

(6) 行政実務における所有者不明土地の対応

所有者不明の土地は、固定資産税の賦課をはじめ、公共事業を進める上で大きな障害となるため、必要な制度改正を行うとともに、改正にあたっては、地方公共団体の意見を聞くこと。

【要望項目】

- | |
|----------------|
| (1) 就学前児童の教育充実 |
| (2) 学校教育の振興 |

【要望内容】

(1) 就学前児童の教育充実

幼児教育無償化に伴い、新設された子育てのための施設等利用給付交付金については、廃止される私立幼稚園就園奨励費補助金のように、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないようにすること。

(2) 学校教育の振興

ア 特別支援教育が全学校において実施されているが、教員の加配等が十分に行われていない現状から、障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、国の責任において、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講ずること。

イ 新学習指導要領における小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずること。

ウ 小学校及び中学校でのプログラミング教育を円滑に実施できるよう、教員に対する指導員の配置や、指導環境の構築、指導教材の充実（ICT環境の充実）のための経費に係る財政的措置を見える形で講ずること。

エ 出入国管理および難民認定法の改正により、外国人労働者の受け入れが進む中、日本語が理解できない労働者やその家族が転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度の構築について早急な措置を講ずること。

オ 学校の老朽化に対応した大規模改修や生活環境の変化に対応したトイレの洋式化については、当初予算において財政的支援を拡充するとともに、実態に即した内容とすること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額の確保を行うこと。

カ 国が定める学校施設環境改善交付金の算定方法は、実工事費と配分基礎額とを比較し、いずれか低い額を用いるため、実工事費を大きく下回る交付額となっているのが実態であり、交付金の趣旨からして、実工事費に見合う交付額となるよう交付金の算定方法を見直すこと。

8 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う施策推進

提出先 内閣官房・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省・警察庁

【要望項目】

- (1) 社会基盤整備への支援
- (2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化
- (3) テロ・感染症対策の強化

【要望内容】

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化

訪日観光客への更なる「おもてなし」の向上に向け、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における訪日観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。